

写

道有林第 681 号  
平成 31 年 1 月 9 日

狩猟者各位（入林届出者各位）

北海道知事 高橋 はるみ

### 道有林における狩猟入林規制の実施について

日頃より道有林の整備・管理の推進にあたり、ご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、去る平成 30 年 11 月 20 日、恵庭市の国有林内において、業務中の北海道森林管理局の職員の方がエゾシカ狩猟をおこなっていた狩猟者に誤射され、亡くなれるという大変痛ましい事故が発生しました。

道有林においては、国有林と同様に、森林の整備・管理のため、年間を通じて道の職員や林業事業体が林内で業務を行っており、これまでも狩猟者の皆様に対しましては、関係法令と狩猟ルールの遵守をお願いするとともに、入林する職員等については、視認性の高い蛍光ベストやヘルメットの着用により、事故防止を図ってきたところでありますが、今回の事故を受け、道有林内においても同様の事故の発生を大変危惧しているところです。

また、12月14日には、森林内で業務を行っている林業関係団体から、道有林における銃猟についても、国有林と同様の入林規制措置を講ずるよう要請があったところです。

このようなことから、道としては、今後、事故の原因究明がなされ、必要な対策が講じられるまでは、森林内の安全確保を最優先とし、平成 31 年 1 月 15 日から 3 月 31 日までの間、これまでの規制に加え、有害鳥獣捕獲等を除き、平日における銃器による狩猟のための入林を禁止することとしました。

入林禁止措置等の詳細につきましては、別紙のとおりですが、土曜日、日曜日及び祝日や有害鳥獣捕獲等で狩猟を行う場合には、狩猟規制区域へは狩猟を目的とした入林をしないことや狩猟の基本的ルールのより一層の徹底をお願いします。

お問い合わせ  
水産林務部森林環境局道有林課道有林管理グループ  
担当：山本、河本、朝倉  
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目  
TEL：011-204-5519（直通）

# 平成31年1月15日～3月31日における道有林内での 銃猟規制について（道有林野への入林について）

平成31年1月9日  
北 海 道

狩猟者の皆様への通知本文に記載のとおり、恵庭市の国有林で発生した狩猟事故を受け、今年度の狩猟期間につきましては、次のとおりとしますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

## 1 狩猟規制区域について

狩猟規制区域の範囲の見直しを行いましたので、北海道のホームページから、最新の狩猟区域図を必ず確認し、狩猟規制区域へは狩猟を目的とした入林をしないようお願いします。

([http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/H29\\_syuryoukiseikuikizu.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/H29_syuryoukiseikuikizu.htm))

## 2 狩猟規制区域以外の可猟とされる場所について

狩猟期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日のみの入林を認め、平日における銃器による狩猟のための入林を全面的に禁止します。

ただし、市町村の管理下で実施する有害鳥獣捕獲、森林室が実施するモバイルリング及び西興部村の猟区は除きます。

## 3 開放林道及び狩猟通行路線について

開放林道は、これまでは平日の通行を可能としてきましたが、狩猟通行路線と同じ取扱いとし、土曜日、日曜日及び祝日のみ通行を認めることとします。

※ 開放林道：一般車両による通行を含め、通年で開放している路線。

狩猟通行路線は、これまでどおり土曜日、日曜日及び祝日のみ通行を認めます。

※ 狩猟通行路線：狩猟期間中の土・日・祝日及び年末年始に限り、狩猟を目的とした車両の通行を認めている路線。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日に森林作業を行う場合は閉鎖します。

## 4 胆振管理区（安平町、厚真町、むかわ町、夕張市及び由仁町）の入林禁止について

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の影響により、林地の崩壊が多数発生していることから、胆振管理区（安平町、厚真町、むかわ町、夕張市及び由仁町）の道有林では、平日、土曜日、日曜日、祝日に関わらず、当分の間、入林を禁止しています。

## 5 実施時期

平成31年1月15日（火）から3月31日（日）まで（狩猟期間に限る。）

## <平成30年度版・平成31年1月15日以降適用>

### 道有林野への狩猟入林に際しての注意事項等

#### 1 狩猟規制区域について

- (1) 道有林では、鳥獣保護区など法令等により狩猟による鳥獣の捕獲等が禁止されている区域のほか、次に該当するものについては、狩猟期間中における道民や事業者等の入林者の安全を確保するため、狩猟規制区域に設定しています。
  - ア 観光地や木育イベント等で道民が頻繁に入林する区域
  - イ 道有林の整備及び管理に関する事業を実施する区域
  - ウ その他総合振興局長等が狩猟を規制することが必要と認める区域
- (2) 狩猟規制区域では、「発砲禁止」や「作業中のため立入禁止」の看板や織（のぼり）等の注意標識を設置していますので、狩猟を目的とした入林はしないでください。
- (3) 平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の影響により、胆振管理区（安平町、厚真町、むかわ町、夕張市及び由仁町）の道有林の入林は、当分の間、禁止しています。

#### 2 狩猟が可猟とされている区域について

- (1) 狩猟区域図で可猟とされた場所でも、土曜日、日曜日及び祝日のみの入林ができ、平日における銃器による狩猟を目的とした入林はできません。  
また、土曜日、日曜日及び祝日でも、道民や事業者、森林室職員が入林していることがありますので、周囲の注意標識をよく確認の上、必ず矢先の安全を確認し、人がいないことが確実な状況でのみ、銃猟を実施してください。
- (2) 狩猟規制区域外であっても、国道や道道の通行規制により入林できない箇所がありますので、入林前に森林室又は道路管理者へお問い合わせください。

#### 3 開放林道について

開放林道については、今年度、土曜日、日曜日及び祝日のみの通行を認め、平日の通行はできません。

※ 開放林道：一般車両による通行を含め、通年で開放している路線。

#### 4 狩猟通行路線について

開放林道のほかに、狩猟期間のうち、期間終了までの間の土曜日、日曜日及び祝日に限り、総合振興局長又は振興局長が予め設定した「狩猟通行路線」を開放します。

- (1) 狩猟通行路線は、5の項目に記載の「狩猟区域図」に表記するほか、林道等の入口にその旨を記載した看板を設置しますので、必ず記載内容を確認の上、通行してください。
- (2) 開放林道及び狩猟通行路線以外は、車両による通行はできません。
- (3) 「通行禁止」や「進入禁止マーク」の注意標識がある場合は、絶対にその先の車両による通行はしないでください。
- (4) 見通しの悪い場所や整備が十分でない場所があるほか、荒天による路肩の崩壊など予期しない危険が発生している可能性がありますので、十分注意の上、慎重に通行してください。
- (5) 積雪により路面状況の確認や走行が困難な場合は、危険なので通行しないでください。
- (6) 森林内で事業者や森林室の職員が作業を行うときは、当該作業箇所に通じるゲートを施錠します。

※ 狩猟通行路線：狩猟期間中の土・日・祝日及び年末年始に限り、狩猟を目的とした車両の通行を認めている路線。

#### 5 狩猟区域図について

- (1) 各森林室では、開放林道や狩猟通行路線、狩猟規制区域等を表記した「狩猟区域図」を作成しています。
- (2) 狩猟区域図は、新たに路線の一部に危険箇所を確認した場合や、事業の実施等に伴い開放林道、狩猟通行路線及び狩猟規制区域の見直しが必要となった場合は随時更新し、森林室や道有林課のホームページで最新版を公表します。

- (3) 開放林道や狩猟通行路線であっても、新たに危険箇所が確認された場合等に通行止めとする場合がありますので、道有林へ狩猟で入林する際には、必ず最新の狩猟区域図を確認し、ダウンロードの上、携行するようにしてください。

## 6 一括狩猟入林証等の携行について

- (1) 道有林へ狩猟で入林する際には、必ず「一括狩猟入林証」(空色)を携行し、森林室職員等から求められた場合は、必ず提示してください。  
(2) 「車両入林証」(空色)は、車両フロントの車外から見やすい場所に掲示してください。

## 7 林道の除雪について

- (1) エゾシカ捕獲の促進のため、除雪している林道がありますので、場所や期間、入林にあたっての注意事項などについては、各森林室へお問い合わせください。  
(2) 狩猟通行路線以外で各種事業のために除雪している道路については、立入禁止や造材等の事業実施を示す看板や幟等の注意標識に従い、絶対に通行しないでください。

## 8 スノーモビルの乗り入れ禁止について

一般の狩猟でのスノーモビルの乗り入れは、認めていません。

## 9 関係法令等の遵守について

- (1) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び関係法令を遵守してください。  
(2) 道路からの発砲、立木や標識類、ゲート等の施設への発砲は法律に違反する行為であり、絶対にしてはなりません。  
なお、ゲートや標識などの施設を破損した場合は、法律によって罰せられるとともに損害賠償が請求されます。  
(3) 狩猟後のエゾシカ残滓の放置は、森林施業の支障となるとともに、ヒグマを誘引し、森林散策等の入林者への人身事故を引き起こす危険性がありますので、残滓は必ず回収するとともに、薬莢やゴミは持ち帰ってください。  
(4) 野営やたき火はしないでください。

## 10 一括狩猟入林証等の返納について

次の事項に該当する場合は、「一括狩猟入林証」及び「車両入林証」を返納いただき、狩猟のための入林をご遠慮いただきます。

- (1) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び関係法令等に違反した場合  
(2) 狩猟を規制している区域において狩猟を行ったことが明らかな場合  
(3) 捕獲した鳥獣の残滓を放置したことが明らかな場合  
(4) 故意に、開放林道及び狩猟通行路線以外の道路並びに開放日以外の開放林道及び狩猟通行路線に車両で進入した場合  
(5) 森林室職員や巡視員等の指示に従わない場合  
(6) 故意又は重大な過失により施設等(ゲート・看板・立木等)を破損した場合  
(7) スノーモビルにより乗り入れした場合

## 11 その他

- (1) 「一括狩猟入林証」(空色)をお持ちの場合は、エゾシカ以外の狩猟に係る入林も可能です。ただし、狩猟はエゾシカ可猟期間内で、かつ法令等で定められた鳥獣ごとの可猟期間に限ります。  
(2) ヒグマの狩猟において、万が一「手負い」の状態にしてしまった場合は、速やかに最寄りの警察署と森林室へ連絡してください。

## 12 事故等が発生した場合の責任について

事故等が発生した場合は、入林者は必要な処置後、速やかに最寄りの警察署と森林室へ連絡してください。

なお、事故等が発生した場合の責任は、入林者自らが負うものとし、北海道は一切の責任を負いません。

## 北海道からのお願い

# 狩猟における事故防止・安全対策の徹底について

平成30年11月20日、北海道恵庭市の国有林内において、倒木処理などの業務を行っていた職員が、エゾシカ猟のハンターに誤射され死亡する大変痛ましい事故が発生しました。

現在、詳細について調査中ですが、北海道森林管理局によりますと、事故を起こしたハンターは、被害者の方が赤色のジャンパー、オレンジのヘルメットを装着し、狩猟者から見て十分目立つ格好をして林道上を歩行していたにもかかわらず、狩猟者は林道上から矢先を十分に確認することなく、発砲したとのことです。

矢先や周囲の安全確認は、狩猟者にとって最も基本的な守るべきルールですので、細心の注意を払い、二度とこのような事故が起こることのないよう改めて徹底をお願いいたします。

### 1 矢先の安全確認

- 猟場の状況を十分把握、確認するとともに、森林作業員やレジャーなどで入林している方がいることを常に心がけてください。
- 獲物がはっきりと見えない時は、「人かもしれない!」という疑いを持ち、再度十分に確認することを徹底してください。

### 2 脱包の励行

- 銃砲は使い方を誤ると取り返しのつかない大事故に結びつきます。実包は使用する時以外は、常に脱包してください。

### 3 目立つ猟装

- 自分の身を守るためにも目立つ猟装で狩猟を行ってください。
- 目立つ色の帽子とベストを必ず着用しましょう。白いタオルはシカと誤認される可能性があり危険です。

### 4 国有林・道有林への入林

- 今回の事故を受け、北海道森林管理局及び北海道水産林務部では、既に入林手続きをしている方も含めて、北海道内の国有林・道有林において、1月15日から3月31日までの間、銃器を用いた狩猟を禁止することとしています（道有林については平日のみ禁止）。

\* 詳細については次のホームページのウェブサイトをご覧ください。

国有林 <http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/181204.html>

道有林 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/index.htm>

- 国有林・道有林の銃猟による入林禁止措置を厳守してください。